



ご存知ですか？



教師になった方に対する

2024年度から
スタートします！

奨学金の返還免除制度

対象者

大学院において、第一種奨学金の貸与を受けた学生で、教員採用選考等に合格し、在籍している大学院の分類ごとに定められた以下の条件を満たす方（※1）

教職大学院に在籍している場合

- ・教員採用選考等（※2）に合格
- ・教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用予定（※4）
- ・翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職している（※4）

のすべてを満たす方

教職大学院以外の大学院に在籍している場合

- ・教員採用選考等（※2）に合格
- ・大学院修了の翌年度から正規教員として採用予定（※3）（※4）
- ・翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職している（※4）
- ・大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得（※5）
- ・大学院において教職課程に位置付けられている一定の時間以上の「学校等での実習」を内容とする科目の単位を取得（※6）

のすべてを満たす方

- ※1 貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる必要がありますので、詳細について裏面を必ず参照してください。
- ※2 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等に採用された方も含みます。対象となる学校種は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園です。
- ※3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象です。
- ※4 正規教員として採用内定を得て、大学院修了の翌年度から入職する方が対象です。既に教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する方も対象となります。臨時的任用の方や非常勤講師は対象となりません。
- ※5 採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含みます。
- ※6 履修する授業科目が奨学金の返還免除の対象となるかについては、在籍する大学院にお問い合わせください。

返還免除の対象になる奨学金



大学院在籍時に貸与を受けた**第一種奨学金**
（授業料後払い制度も含む）

条件を全て満たした対象者は、

全額返還免除となります

※次の奨学金は、奨学金返還免除の対象外です。 ■ 大学院在籍時の第二種奨学金 ■ 大学学部在籍時の奨学金

申請スケジュール

概ね以下のとおりです。申請手続きの詳細については、在籍する大学院の案内に従ってください。



2025年3月
修了予定者
の場合

2024年12月頃～

「特に優れた業績による
返還免除制度」への申請
（申請に当たっては教員採用
されることを示す合格通知書等の
提出が必要）

2025年4月頃

2025年4月1日時点で
教師として入職したことを
示す在職証明書等を
大学に提出

2025年7月頃～

日本学生支援機構に
おける返還免除者の
決定・結果通知

特に優れた業績による奨学金返還免除制度の概要

大学院（修士課程・専門職学位課程・博士課程）において、第一種奨学金の貸与を受けた学生で貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合には、貸与期間終了時において、その奨学金の全部又は一部（半額）の返還が免除される制度です。

業績の種類

文部科学省令で定める次の専攻分野に関する業績について、各大学院において設定する具体的な評価項目により総合的に評価が行われます。

- 
- ① 学位論文その他の研究論文
 - ② 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果
 - ③ 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果
 - ④ 著書、データベースその他の著作物（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）
 - ⑤ 発明
 - ⑥ 授業科目の成績
 - ⑦ 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - ⑧ 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
 - ⑨ スポーツの競技会における成績
 - ⑩ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績



申請方法

奨学金の貸与が終了した月の属する年度※に大学を通じて申請する必要があります。
大学では推薦者の選考を行い、貸与終了者数に応じた推薦枠の範囲内で、機構に推薦します。
機構では大学から推薦のあった方について、学識経験者により構成する認定委員会において免除者を決定します。

※貸与期間中に挙げた業績が対象となります。（在学期間中ではありません。）

詳しい情報はこちら

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

